

2019年度
「北海道新聞社会福祉振興
基金福祉公募助成事業」

令和 元年度
『支援者の成年後見制度に関する理解度と
相談援助過程における課題の明確化に
向けたアンケート調査』
報告書

令和2年3月

北見市成年後見支援センター

はじめに

2000年4月に「介護保険制度」がスタートし、利用者（本人）が事業者との「契約」のもと介護サービスを受けるようになり、同時に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、既に判断能力が十分ではないため、事業者との契約が難しい利用者などを支援する「成年後見制度」が民法改正により始まりました。「介護保険制度」と「成年後見制度」が理解力や判断力が十分ではない人の生活を支える車の両輪と言われる所以です。

厚生労働省研究班の調査では、65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上ることが明らかになっていますが、その数は2025年には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されており、今後ますます成年後見制度の利用需要は高まることが確実視されています。（出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要（厚生労働省））。

このように、認知症等を患う人の増加、また、単身高齢者や高齢夫婦世帯の増加も相まって、成年後見制度の必要性はより高まっておりますが、一方で、実際の成年後見制度の利用状況をみると、利用者は増加傾向にはあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況が続いており、必要とする人に対して十分に制度が行き届いていないことが指摘されています。

こうした背景を踏まえて、さらには成年後見制度利用促進法、成年後見制度利用促進基本計画の趣旨に沿って、北見市成年後見支援センターでは、『2019年度北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成』の採択を受けて、主に成年後見制度に関わる専門職等の理解度や課題を把握すること、また、利用促進に向けて効果的な取り組みに資することを目的に、関係機関で相談援助に従事する職員を対象としたアンケート調査を令和元年11月18日（月）から11月29日（金）の期間で実施しました。

調査結果からは、支援者の皆様が、地域の人々に真摯に向き合い活動をされている一方で、成年後見制度に関する様々な課題等が明らかになりました。

この調査の実施に当たっては、70機関・事業所、243名もの大変多くの皆様に紙面調査へのご協力を、また、紙面調査を実施させていただきました中から6機関の皆様にはインタビュー調査にもご協力をいただきました。市内においてこれほどに多くの皆様にご協力いただいた成年後見制度に関する調査は初めてのことです。調査にご協力いただきました皆様に、心より深く感謝いたします。

2020年3月

北見市成年後見支援センター

目 次

I アンケート調査の概要

- | | |
|----------------|---|
| 1) アンケート調査の概要等 | 1 |
| 2) アンケート調査の内容 | 2 |

II 調査結果

- | | |
|-----------|---|
| 1) 基礎調査 編 | 3 |
| 2) 個別調査 編 | 6 |

III 資料

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1) 基礎調査編 | |
| 1 調査対象事業所について | 22 |
| 2 職員体制について（職員人数、職種、基礎資格等） | 22 |
| 2) アンケート調査票（実施要領） | 23 |
| 3) アンケート調査票（基礎調査 編） | 25 |
| 4) " （個別調査 編） | 27 |

I

アンケート調査の概要

- 1) アンケート調査の概要等 1
- 2) アンケート調査の内容 2

1) アンケート調査の概要等

1 調査の目的

この調査は、北見市における成年後見制度に関する機関職員の制度に関する理解度や課題等を把握し、成年後見制度利用促進に向けた取り組みへの基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 実施主体

北見市成年後見支援センター（社会福祉法人 北見市社会福祉協議会）

3 調査期間

令和 元年 11月 18日（月）～令和 元年 11月 29日（金）

4 実施方法

配布方法：郵送

回収方法：返送

5 調査対象と回収結果

調査対象先	配布数 (人)	回収数 (人)	回収率 (%)
(1) 行政 北見市各自治区担当者・保護課ケースワーカー	39	36	92.31%
(2) 障がい者相談支援センター 相談支援専門員	11	6	54.55%
(3) 障がい者相談支援事業所 相談支援専門員	16	7	43.75%
(4) 医療機関に従事する相談援助職 医療相談室や地域連携室等で入退院調整に従事する職員（ソーシャルワーカー・退院調整看護師など）	39	30	76.92%
(5) 小規模多機能型居宅介護 介護支援専門員	13	5	38.46%
(6) 居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員・介護支援専門員	157	113	71.97%
(7) 地域包括支援センター 保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員	51	46	90.20%
合 計	326	243	74.54%

2) アンケート調査の内容

(基礎調査 編)

設問1 貴事業所について

- 1-1 貴事業所の名称
- 1-2 記入者(役職・氏名)

設問2 職員体制について

- 2-1 職員実人数と職種、基礎資格

設問3 配置職員の充足状況について

- 3-1 貴事業所(部署等)において、相談者(利用者)のニーズ(潜在的なニーズを含む)に対応するための職員体制は充足していますか。
- 3-2 問3-1で回答いただいた方について、職員体制の不足により生じている課題についてお聞かせください。

(個別調査 編)

設問1 あなたの現在の職種等について

- 1-1 職種、基礎資格、キャリア

設問2 成年後見制度の理解度について

- 2-1 あなたは成年後見制度をどの程度理解している(説明できる)と感じますか。
- 2-2 問2-1で「1. 制度内容について理解している」「2. 名前を知っており、制度内容についてもある程度理解している」と答えた方におたずねします。あなたは、これまでにどのような方法で成年後見制度の理解を深めましたか。

設問3 「成年後見制度」に関する主な内容における、理解度(どの程度説明できるか)について

- 3-1 「成年後見制度」に関する主な内容について、あなたの理解度(どの程度説明できるか)をお聞かせください。

設問4 相談・支援を進める上で担当者(支援者)として困難を感じる内容はどのようなことですか。

- 4-1 認知症や知的障がいなど、理解力や判断力が十分ではない人の相談・支援を進める上で、支援者(担当者)として困難さを感じる内容はどのようなことですか。
- 4-2 問4-1で、1)「日常的な金銭管理のこと」を選択した方におたずねします。日常的な金銭管理のうち、どのような内容に困難さを感じますか。

設問5 成年後見制度に関する内容で分からないことや不安を感じたとき、だれに相談しますか。

設問6 支援者として、これまでの経験の中で、以下の記述に該当する内容はありますか。

設問7 あなたは相談者(利用者)の生活課題を見極めるために、どのような能力(アセスメントスキル)を高める必要があると感じますか。

設問8 成年後見制度を必要としている人が増えているとされていますが、一方で、制度が十分に利用されていないことが大きな課題となっています。あなたは、成年後見制度の利用が進まない理由はどのようなことだと思いますか。

設問9 成年後見制度に関連した取り組みとして、今後強化が必要な内容はどのようなことと感じますか。

設問10 本人死亡に伴う対応に関する課題はどのようなことと感じますか。

設問11 今後、成年後見制度の利用促進・充実を図っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

II

調査結果等

1)	基礎調査 編	3
2)	個別調査 編	6

基礎調査編

調査結果

1. 調査対象事業所について

※巻末資料に掲載しています。

(Ⅲ 資料 (基礎調査編) 1) 調査対象事業所について P 2 2)

	事業所			個別		
	対象事業所数	回答事業所数	回収率 (%)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
行政	8	6	75.00	39	36	92.31
障がい者相談支援センター	4	2	50.00	11	6	54.55
障がい者相談支援事業所	9	6	66.67	16	7	43.75
医療機関	12	8	66.67	39	30	76.92
小規模多機能型居宅介護	12	5	41.67	13	5	38.46
居宅介護支援事業所	49	36	73.47	157	113	71.97
地域包括支援センター	7	7	100	51	46	90.20
合計	101	70	69.31	326	243	74.54

2. 職員体制について (職員実人数、職種、基礎資格等)

※巻末資料に掲載しています。

(Ⅲ 資料 (基礎調査編) 2) 職員体制について (職員人数、職種、基礎資格等) P 2 2)

3. 配置職員の充足状況について

貴事業所 (部署等) において、相談者 (利用者) のニーズ (潜在的なニーズを含む) に対応するための職員体制は充足していますか。(該当する番号一つに○)

回答内容	回答数 (件)	割合 (%)
職員体制はニーズに対して十分である	39	55.71
職員体制はニーズに対して不十分である (体制が不足している)	25	35.71
わからない・その他	4	5.71
未回答	2	2.86
合計	70	100.00

【コメント】

- ・現状以上の対応を勤務時間内で行う事は難しい。メンタルも持たない…。依頼を頂いても断ることが多く、今後の不安。(障がい者相談支援センター)
- ・職員の1人が非常勤で週3日間の勤務。利用者の人数が増えてきており、体制が不足していると感じている。(居宅介護支援事業所)

3-2. 上記で「職員体制はニーズに対して不十分である」を選択した方にお聞きします。職員体制の不足により生じている課題についてお聞かせください。(複数回答)

回答内容	回答数(件)	割合(%)
事業の積極的な広報や潜在的な利用者の掘り起こしができない	14	20.90
相談者(利用者)の意思に沿ったきめ細やかなニーズ聴取や支援調整ができない	10	14.93
相談者(利用者)の状況(単身世帯である、処遇困難な課題を抱えている、複合的な課題を抱えているなど)によって、優先順位をつけて対応せざるを得ない	9	13.43
職員教育や日々のスーパービジョンに必要な時間を設けることができない	9	13.43
モニタリングにかかる時間や頻度を制限せざるを得ない	7	10.45
面接や利用契約手続き等の対応に時間がかかり、利用待機者が生じている	5	7.46
訪問回数を制限せざるを得ない	4	5.97
職員間の連携や情報共有が十分に実施できない	4	5.97
その他	5	7.46
合計	67	100.00

【コメント】

- ・3名中2名は他の業務を兼務している。相談業務、入院支援の役割を増やすことが出来るとニーズに対応できると考えている。(医療機関)
- ・成年後見制度の申込自体が少ない。(医療機関)
- ・相談者を増やしたいが、自分の体力や能力に限界を感じる。事業所は基本的に計画立案、モニタリング時の収入のみの財源であるため、相談者を受けると赤字になってしまう。事業所間の収益で足を引っ張ることになる。又、相談支援を事業所の中で引き継いで行ってくれる人が育っていない。その為、自身が今後どれくらい続けられるのか不安である。(障がい者相談支援センター)
- ・書類が多いので利用者との時間が限られてしまう。(居宅介護支援事業所)
- ・ケアマネが一人体制のため新規利用者を受け入れていない。(居宅介護支援事業所)
- ・新規相談があっても相談が重なることで受入れを断わらざるを得ない。(居宅介護支援事業所)

- ・計画作成や提出期限に追われ、それをこなすのに時間が取られる。本来の丁寧な相談対応ができないこともあり、辛くなる。申し訳ない気持ち。(障がい者相談支援センター)
- ・ケアマネ一人一人の受持ち件数が多い。独居・認知等複雑な対応が必要で、時間がかかるケースが多い。(居宅介護支援事業所)
- ・職員の力量差による対応件数の調整が必要。(地域包括支援センター)

約36%の事業所が職員体制の不備を感じている

回答のあった事業所のうち、25事業所(35.71%)が職員体制の不備を感じており、意思決定支援※1の推進や成年後見制度利用促進に向けては、相談支援機関等の現状課題等を理解し、かつ配慮した上で、取り組みを推進する必要があると考えています。

一方で、成年後見制度や成年後見支援センターの活用によって、通常業務の負担を軽減することのできる可能性も示唆されており、より具体的な事情を把握しつつ取り組みを検討する必要があると考えています。

※意思決定支援(意思決定支援ガイドライン 基本原則より抜粋)

1 本人の意思の尊重

- 意思決定支援者は、認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要である。

2 本人の意思決定能力への配慮

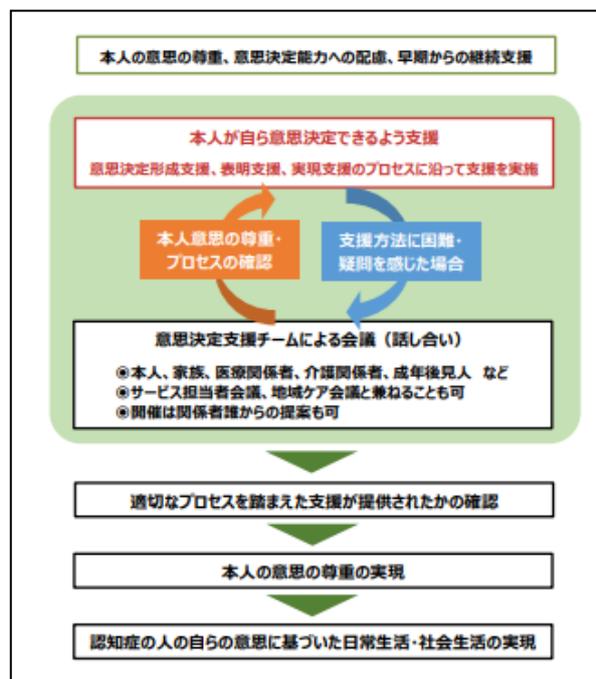
- 認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援をする。

3 チームによる早期からの継続的支援

- 本人が自ら意思決定できる早期(認知症の軽度)の段階で、今後、本人の生活がどのようになっていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である。

- 意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制(以下、「意思決定支援チーム」という)が必要である。

- 意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。



出典：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」, 厚生労働省, 2018
(URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bun>)

個別調査編

調査結果

設問 1. 職種等について

※巻末資料に掲載しています。

(Ⅲ 資料 1) 基礎調査編 2 職員体制について P 21)

設問 2. 成年後見制度の理解度について

回答内容	回答数 (件)	割合 (%)
名前は知っているが、どのような制度か十分にわからない (十分に説明できない)	115	47.33
名前を知っており、制度内容についてもある程度理解している (ある程度説明できる)	104	42.80
制度内容について理解している (人に説明できる)	21	8.64
名前だけ知っている	2	0.82
名前も知らない	0	0.00
未記入	1	0.41
合 計	243	100.00

問1で「1. 制度内容について理解している」「2. 名前を知っており、制度内容についてもある程度理解している」と答えた方にお聞きします。

これまでにどのような方法で成年後見制度の理解を深めましたか。(複数回答)

回答内容	回答数 (件)	割合 (%)
研修会に参加して学習した	81	31.03
成年後見支援センターや地域包括支援センターなどの機関職員から教えてもらった	54	20.69
資格取得の過程で学習した (社会福祉士・精神保健福祉士取得など)	38	14.56
制度を良く知る他組織の専門職 (弁護士や司法書士、社会福祉士など) から教えてもらった	34	13.03
制度を良く知る上司や同僚から教えてもらった	29	11.11
専門書等を参考に独学した	13	4.98
その他	12	4.60
合 計	261	100.00

【コメント】

- ・大学で学んだ、職場で携わった。(医療機関)
- ・インターネットで。(医療機関)
- ・制度を活用する中で学んだ。(医療機関)
- ・受任者養成研修を受講した。(医療機関)
- ・大学で学んだ。(北見市)
- ・成年後見制度概要・成年後見制度完全マニュアル本。(居宅介護支援事業所)
- ・実際に制度利用する事があり、その時学んだ。(居宅介護支援事業所)
- ・過去の職場で後見業務に従事していた。(居宅介護支援事業所)
- ・成年後見制度の研修。(居宅介護支援事業所)
- ・市民後見人養成研修。(居宅介護支援事業所)
- ・必要に応じて自分で調べた。(地域包括支援センター)
- ・ケースを通して携わった。(障がい者相談支援センター)

「どのような制度か十分にわからない」「名前だけ知っている」が約半数

設問2. 成年後見制度の理解度については、115人(47.32%)が十分にわからない、また名前だけ知っているとの回答でした。なお、別途分析では、キャリアが4年未満の回答者の理解度が十分ではない傾向が色濃い結果となっており、成年後見制度に関連した研修会等の開催に向けては、キャリアや理解度に合わせて内容等を検討する必要があると考えます。なお、理解醸成に向けた取り組み方への考察については後述します。

設問3. 「成年後見制度」に関する主な内容の理解度（どの程度説明できるか）
（複数回答）

内 容	理 解 度				未 回 答
	十分	まあ	自信 なし	説明 でき ない	
成年後見制度を利用するための申請（申立）窓口	22	120	90	10	1
成年後見制度の利用申請（申立）に必要な書類	10	37	123	72	1
成年後見制度の利用申請（申立）に必要な費用	8	29	124	80	2
成年後見制度の利用申請（申立）は誰ができるか	18	92	94	38	1
利用申請（申立）を行う人がいない場合は誰が行えるか	25	84	83	48	3
成年後見制度を利用できるようになるまでにどのくらい時間がかかるか	11	59	99	72	2
成年後見人に支払う費用（報酬）はどのくらいか	4	42	114	81	2
成年後見制度における「後見」「保佐」「補助」の違いは何か	19	98	97	28	1
どのような状態（理解力や判断力など）の人が成年後見制度を利用できるか	22	108	96	14	3
どのような人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）に選ばれるか	16	80	110	35	2
成年後見人（後見人・保佐人・補助人）はどのような困りごとを支援してくれるか	16	91	106	25	5
成年後見制度を相談できる窓口（場所）はどこか	37	122	68	15	1
任意後見制度とはどのような人が利用できる制度か	17	91	97	36	2
任意後見制度を利用するための申請窓口はどこか	15	83	100	41	4
任意後見制度を利用するために必要な費用はどのくらいか	3	31	116	91	2
後見人の役割として、医療機関への入院契約や入院計画への同意・署名・捺印を、本人に代わって行えること	11	77	123	29	2
後見人の役割として、高齢者施設等への入所契約やケアプラン等サービス計画書への同意・署名・捺印を、本人に代わって行えること	18	98	101	24	2
後見人の役割として、金融機関での預金通帳の再作成、預金の払い出し等の手続きを、本人に代わって行えること	16	99	106	21	23
後見人の役割として、年金を受けることや社会保険料、税金を支払うことなど生活に必要な手続きを本人に代わって行えること	17	88	114	23	1
合 計	305	152 9	196 1	783	60

※各項目において示唆的と考えられる回答数にマーキングしています。

【設問3 結果から読み解く、より制度理解に向けた取り組みが必要と考えられる内容】

- ・利用申請（申立）に必要な書類のこと
- ・利用申請（申立）に必要な**費用**のこと
- ・利用できるようになるまでの期間（時間）のこと
- ・成年後見人に支払う**費用（報酬）**のこと
- ・任意後見制度を利用するために必要な**費用**
- ・後見人の役割（医療に関する代理権や身上保護に関すること）

※費用について

上記項目のうち「費用に関すること」が、最も理解が難しいと感じている傾向にあることがわかりました。なお、現在、最高裁判所において、利用者が後見人に支払う報酬の具体的な算定方法に関する考え方を検討しており、費用に関する疑問や不明瞭な点についてお示しできるようになると考えています。

※利用できるようになるまでの期間について

調査、鑑定（医療機関で理解力や判断力を詳しく検査します）等をする必要のない事案で1～2か月ほどを要します。（事案の内容、本人の判断能力等によって、審理期間は大きく変わりますので、あくまで目安です。（参考：最高裁ホームページ））また、北見市成年後見支援センターでこれまでに関わった事案の多くが1～3か月未満で決定審判されています。

**設問 4. 認知症や知的障がいなど、理解力や判断力が十分ではない人の相談・支援を進める上で、支援者（担当者）として困難さを感じる内容について
（複数回答）**

回答内容	回答数 (件)
日常的な金銭管理のこと	172
保証人や身元引受人に関すること	130
施設入所に関する手続きのこと	115
手術の同意に関すること	106
医療機関への入院に関する手続きのこと	100
死後の対応	92
介護保険や障がいサービス利用手続きのこと	90
借金の返済に関すること	70
不動産の処分に関すること	66
水道や電気などライフラインに関する手続きのこと	49
特になし	5
その他	8
合 計	1,003

【コメント】

- ・ 宗教に使い生活が出来ない。(居宅介護支援事業所)
- ・ 最近の例では、生活保護の方も多く保護課で連携していくケース多い。(居宅介護支援事業所)
- ・ 仏壇等の後片付け、銀行の手続き。(居宅介護支援事業所)
- ・ 対象として仕事を行っていないので、困難な事はない。(障がい者相談支援事業所)
- ・ 本人が望む生活への意向が見えにくい。支援が進まない。(地域包括支援センター)
- ・ 設問に該当する患者が今のところいない。(医療機関)
- ・ 担当した方全てに家族がいる、あるいは成年後見制度をすでに利用している。(医療機関)
- ・ この設問に該当する回答はありません。(北見市)

理解力が十分ではない対象者への支援の困りごとでは「日常的な金銭管理」が最も多い

「日常的な金銭管理（172）」に困りごとを抱える支援者が非常に多い結果となりました。金銭管理の内容については後述します。また、「保証人や身元引受人に関すること（130）」「施設入所に関する手続きのこと（115）」「医療機関への入院に関する手続きのこと（100）」の支援に苦慮している状況も伺えます。**上記の困りごとの中には、成年後見人等による携わりによって解決できる可能性のある内容も含まれています**ので、後見制度や後見人等の役割について理解を深めていただけるように取り組みを進めていく必要があると考えます。

設問4で「日常的金銭管理のこと」を選択した方で、日常的な金銭管理のうち、どのような内容に困難さを感じますか（複数回答）

回答内容	回答数(件)
通帳、印鑑、現金等を紛失する	100
金融機関に行けない	72
病院や施設等への支払いが滞る	70
預金の引き出しなどの手続き方法がわからなくなる	47
訪問販売等を強要される	46
家族等が管理しているため本人(対象者)が自由に使えない	36
残高不足で口座から引き落としがされない	36
その他	24
合計	431

【コメント】

- ・家族、本人が管理能力に乏しく、また管理できていると言われること。(医療機関)
- ・入院していると日常生活自立支援事業が使えないこと。(医療機関)
- ・友人関係での借金。(医療機関)
- ・お金の浪費。(北見市)
- ・無駄遣い。(北見市)
- ・金銭の使途が把握できない。(北見市)
- ・新聞や訪問で薬売り。(居宅介護支援事業所)
- ・顔見知り程度の人にお金を渡してしまう。(居宅介護支援事業所)
- ・お金の使い道、何に使用したか不明。(居宅介護支援事業所)
- ・本人のお金を家族が管理し必要なサービスを受けられない事があった。(居宅介護支援事業所)
- ・金銭管理が出来ない。(居宅介護支援事業所)
- ・浪費。(居宅介護支援事業所)
- ・身内がドロボーしたと言う。(居宅介護支援事業所)
- ・インターネット購入で好きなものを買ってしまった。(居宅介護支援事業所)
- ・家族間でトラブルになる。(居宅介護支援事業所)
- ・日常的なお金の使い方の管理(あるだけ使ってしまう等)。(地域包括支援センター)
- ・お金を使いすぎる。(地域包括支援センター)
- ・本来必要な部分とそうでない部分への支出が適当でない。(地域包括支援センター)
- ・他人にお金を貸す。(地域包括支援センター)
- ・人にお金を借りる(金融業者含む)収入以上にお金を使ってしまう。(地域包括支援センター)
- ・精神疾患や知的障がいを背景に、家計管理ができない、浪費を止められない、金欠により人から金を借りてトラブルになる等の事例で困ることが多い。(障がい者相談支援センター)
- ・やりくりがうまくできない。(障がい者相談支援センター)

**設問5. 成年後見制度に関する内容で分からないことや、不安を感じたとき、だれに相談しますか
(複数回答)**

回答内容	回答数(件)
成年後見支援センター	117
職場の同僚	108
職場の上司(スーパーバイザー)	104
地域包括支援センター	98
北見市担当職員	58
専門職団体等(弁護士・司法書士・社会福祉士など)	24
家庭裁判所	22
相談できる人(機関)はない	0
その他	2
合 計	533

【コメント】

- ・担当のケースワーカー(生保の方)または成年後見人(医療機関)
- ・社会福祉協議会(居宅介護支援事業所)
- ・社協内の後見支援センターに直接問い合わせた(居宅介護支援事業所)

相談し合うことのできる職場に成年後見制度の視点を

職場の同僚や上司など、職場内で相談や協議ができる関係性が伺えます。この関係性の土壌に加えて、成年後見制度に関する理解を高めていただくことによって、今以上に質の高いアセスメントスキルや支援の幅、深さを得ていただけるものと期待します。

なお、成年後見支援センターでは、この度の調査結果を踏まえて、実務経験の少ない職員向け、また、管理者向けの研修会等を検討したいと考えています。

設問3「成年後見制度に関する理解度」では、「成年後見制度を相談できる窓口(場所)はどこか」について159人(65.43%)が、十分に、また、おおむね理解していると回答しています。成年後見支援センター、また、地域に身近な総合相談窓口であり、かつ権利擁護機能を備え社会福祉士が配置されている地域包括支援センターが相談窓口として認識されていることが伺えます。

設問 6. 支援者として、これまでの経験の中で、以下の記述に該当する内容はありますか（複数回答）

回答内容	回答数 (件)
保証人・身元引受人がいないと入院や施設入所ができないと言われ困った	110
認知症や知的障がいのある本人を支える家族（配偶者等）も、同様に認知症や知的障がいである	103
認知症等により本人の理解力は乏しいが、日常生活の進め方を検討するうえで、相談できる親族等がない（または疎遠であり相談する関係にない）	92
本人（利用者）が入院した際に、協力してくれる家族がいないので、衣類や日用品を用意したり洗濯を行っている（または行ったことがある）	80
認知症や知的障がい等の本人を全面的に支えてきた家族等が急にいなくなってしまうたら、たちまち本人の生活は難しくなる	78
認知症（ランク 2b 以上）で独居、かつ子ども・親族がいらない（または疎遠である）相談者（利用者）を担当しているため、急遽な入院や死去の際のことを考えると不安（またはあった）	78
本人の意思を尊重したいが、家族等の意見が強いためどうしても家族等の意向に傾倒した支援（ケアプラン作成を含む）となってしまう	77
家族がいないと入院や施設入所できないと言われ困った	73
認知症等の理由により、本人だけでは自分の意思をうまく伝えられないので、日常生活に必要な判断を本人に代わって行っている（または行ったことがある）	42
銀行 ATM の操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、一緒に窓口等へ行って手続きの支援をしている（またはしたことがある）	41
医療機関やサービス事業所等から本人や家族に代わって署名や捺印を求められるので記入している（または記入したことがある）	33
特になし	20
契約や財産管理を本人に代わって行っている（または行ったことがある）	11
その他	34
合 計	872

【コメント】

- ・認知症があり、自身で家事が難しく、病院に行くことができても正しい判断が出来ないため、その都度介入した。その際、家族がいても高齢で支援困難であり、今後について不安が多く、申請を行えるよう地域包括支援センターに相談し、後見制度利用に繋げて頂いた。（居宅介護支援事業所）
- ・利用者、長女（知的、精神障がい）の二人暮らし。利用者が入院となり、長女に対して今後の話し（利用内容など）を説明するも、悪い方向にばかり考えてしまい話が進まない。他に身内がいらないため、利用者が亡くなった時の話などもしたいができない。（居宅介護支援事業所）
- ・精神障がいがあり、障がい者 GH に入居していたケース。兄が身元引受人だったが、高齢、遠方また、身体疾患のため、入退院を繰り返している状況で他に身寄りはない。本人は、GH 入居中に重大な身体疾患が見つかるが、精神症状により治療の選択、判断が難しい状況。兄は、基本的に GH にお任せしたい、本人が早く死んでも構わないという突き放した姿勢だったため、GH から支援担当者の私に治療の選択判断に関わる助言を求められたが、私自身、医療職でもなく、人の命にかかわる問題でもあり困惑した。（障がい者相談支援センター）

- ・病院へ受診した時に、自分の病状をうまく伝えられないため、本人に同行して、医師・看護師に話をし、服薬や治療などを決めてもらった。(居宅介護支援事業所)
- ・93歳女性。夫はだいぶ前亡くなっており、子どももいなく独居。以前は、東京に住む姪が身元引受人であったが、数年前に本人が入院した際に、姪に対し「貴金属を持って行った。お金も持って行った」と言い、関係が悪化する。本年、姪から「もう関わりたくない、相続も放棄します」とケアマネジャーに連絡が入った。以前より成年後見人制度の利用を勧めているが「私にはちゃんと後見人がいます」と言い、拒否が強く説明も聞いてくれない状況で困っています。(居宅介護支援事業所)
- ・セクハラ的な発言への対応。(障がい者相談支援センター)
- ・利用者が長年独居で、親族とは疎遠。施設入所を申し込む際2名の保証人を頼むのに連絡を取るのが大変だった。(小規模多機能型居宅介護)
- ・家族の意向が面会の度に変わる方がいた。(小規模多機能型居宅介護)
- ・本人(利用者)が入院や夜間受診し帰宅するなどした際の緊急連絡先になるよう言われたり、帰宅の直接的支援をするよう病院や市などに言われた。(地域包括支援センター)
- ・借金があり、食費の管理ができないケースに対し、食べ物がないと相談されてもすぐに提供することができない。(地域包括支援センター)
- ・施設に入所の相談をした際に急変時の対応や、通院付添者がいないことを理由に入所を断られたことがありました。(医療機関)
- ・認知症が進み独居が困難となり(①ゴミ屋敷・食事準備困難)(②別居家族への暴力・逮捕)精神科へ入院。治療後、本人は施設入居を拒否。同意してもすぐ忘れ、自宅への帰宅を希望→本人の利益のため、代わりに意思決定する人がいない。息子・娘が本人の年金を使ってしまう。(医療機関)
- ・後見人(弁護士)がついているが、その方が多忙・出張で不在、結果的に患者さんの調整に困難さが生じたケースがある。ケアマネジャーとも相談し、施設探しなど療養先相談(見学等)を本人に代わってしていただいた。(医療機関)
- ・弁護士が後見人で書類等サイン頂く際、時間がかかりスムーズに進まない。(医療機関)
- ・脳外科領域の疾患で判断能力が低下し、家族等がいないケースは、転院先や療養先を探すのに苦労する。急性期の段階では、成年後見の申請を進めるには早いと市の担当者から言われることも多々ある。(医療機関)
- ・ひとり暮らしで親族はいるが疎遠(絶縁状態)。各種手続きを拒否しており、自宅で倒れて病院に救急搬送されたが、身元保証人がいないため、退院後の入所施設が見つからず、別の病院に再入院し、受け入れ先を探す事が困難となった。入院時の身元保証人は担当ケアマネジャーが受けた。(北見市)
- ・入院時に身内がない場合、対応を求められることが多い。(北見市)
- ・受診付き添い、施設見学付き添い(ケアマネジャーや病院が認知症の人への支援の早急さに理解がない。知識もない。(北見市)
- ・入院時に身元引受人がいない。(居宅介護支援事業所)
- ・死亡した場合、対応に困る。(居宅介護支援事業所)
- ・入院した時に急遽手術が必要となり同意書を家族にもらえず(札幌在住)ケアマネジャーが家族、病院と相談して代筆した。(居宅介護支援事業所)
- ・家族が遠方で、本人独居、生活費を定期的に郵送し、郵便局止めにしても本人が窓口に行き、手に渡ってしまい、家の中のどこかにしまい込みして生活費がいつもなくなってしまう。財布もなくなして

しまったり紛失する事が多く、警察に連絡し「盗まれた」と話す。日常生活の金銭的な事では困っていた。(居宅介護支援事業所)

- ・本人は認知症でキーパーソンも認知症。家族は遠方で病気への理解力が乏しい。(居宅介護支援事業所)
- ・認知症とB判定の合併の方の支援で、まわりの人が理解してくれず犯罪者のような立場になり、怒りと共に悲しくなった。(居宅介護支援事業所)
- ・家族も後見人もいない利用者で入院から死後の対応等で困ったことがある。(居宅介護支援事業所)
- ・利用者と家族が精神疾患を持ち、親子3人で暮らしていた。利用者の母親の身体状況が悪化し施設入所が必要になったが、本人、家族の理解が得られず3年がかりで入所できた。その間救急搬送され、入退院を繰り返し、病院からも何とかしてほしいと言われた。母親の遺族年金に頼っていた事も入所できなかった理由になっていた。(居宅介護支援事業所)
- ・視力障がいのある身寄りのない、生活保護受給で要介護2の方の申請をしたが、認知症の判断がないと(成年後見制度を)利用できなく困っている。(居宅介護支援事業所)
- ・身寄りがいない、生活保護で保護費の説明を代わりに受けたり、老人ホームでの預かりをお願いしたり、計算・確認をしています。(居宅介護支援事業所)
- ・市役所から公営住宅の書類(提出必要)や、介護費の申請により口座に戻る手続きの書類等が送付されても、認識できずその封筒を紛失してしまう。介護保険証や医療保険証を送付されても認識が不十分で紛失してしまうことが毎年続いている。(居宅介護支援事業所)
- ・物盗られ妄想で通帳と現金を盗まれたと警察へ通報してしまう事がある。(居宅介護支援事業所)
- ・施設入所のため身内の方が保証人にはなれるが遠方にいるため入院など緊急時は対応できない。(居宅介護支援事業所)
- ・日常生活自立支援事業の利用相談をしたが、現金での支払い、おつりの受取行為が可能なら該当されないとされた。実際現金のやり取りしたことを忘れてたり、郵便物の管理も出来ていなかったのに…(居宅介護支援事業所)
- ・老健入所相談で緊急時に対応してくれる家族等がいないと利用できないと言われ、やむを得なくケアマネジャーが連絡先となって短期入所した。(居宅介護支援事業所)
- ・夫婦共認知症子どもなし、親類はタッチしない。知人のみ支援する。夫入院し、妻一人では家に居られない為、急遽ショートステイを探した。夫が地方に転院のため、どうにか妻も同じ町のグループホームに入所したが、その前に後見人が知人の中で二転、三転していたがやっと決まり、入院入所に至った。最初の入院の書類記入は、ケアマネジャーが行い、遅くまでかかり大変だった。入院の荷物も関係者と複数で訪問し入室しそろえた。(居宅介護支援事業所)
- ・生活保護で身寄りのいない方が急な体調不良で、一時生命をさまよう。医師、ソーシャルワーカー、保護担当の方、ケアマネジャーと延命治療や今後について話し合うが結論がまったく出ない。(居宅介護支援事業所)
- ・施設入所の申込が本人は出来ない為、遠方の家族に依頼するが消極的。日常生活の見守りをケアマネジャーが行い頻回に訪問せざるを得ない。(居宅介護支援事業所)

成年後見制度を活かしていくための視点

記:北星学園大学社会福祉学部 福祉計画学科 専任講師 林 健太郎 氏

設問6に対しては、様々な回答・コメントが寄せられました。そして、支援者の皆さまが支援を必要とする方々にとって最善の方策を考え、それに向けて歩みを進めようとする中で、様々な困難に直面し、苦勞・苦悩をしながら支援を進められている様子が窺えました。

これらの回答・コメントからは様々なことを読み取ることが可能と思われます。中には、更なる調査・検討を要する事柄も含まれ、大きく次の三つの課題を抽出することができると思われま

- ① 医療・福祉サービスの利用といった利用者本人の（今後の）生活を左右するような重要事項が円滑に進められていない事態がしばしば生じている。
- ② 支援者が利用者の生活に関して、自らの本来業務以外の部分を現に担っているか、あるいは今後担う恐れがあり、その負担を丸抱えせざるを得ない状況にある。
- ③ 利用者の生活を支えるに当たって重要な資源である家族が居ない、あるいは居たとしても不調和を抱えているため、「本人の利益の実現」という点で利用者本意の支援が実現出来ていない。また、家族が居たとしても、本人の生活を支える基盤は家族のみの状況であり、それが無くなってしまった後のことを考えざるを得ない（漠然とした不安に繋がっている）。

成年後見制度を利用することがこれらの全てを解決するわけではありませんが（たとえば、成年後見人等は原則として保証人や身元引受人になることはできません※1）、それぞれの支援者が担うべき“利用者の個々のニーズを解消する”という本務を円滑に進めるために、そして、本人の利益にかなった意思決定を行うために、成年後見制度を活用していく可能性は十分に考えられます。しかし、同制度が、何か特定の支援課題や困難を解決してくれる訳ではないという点には注意が必要です。そこで、まずは、支援者の皆さまにとって成年後見制度の利用の検討資料となるような資料、例えば同制度によって何をどこまで行うことができ、どこからはできないかということを示すような資料を作成することが、現場で悩まれている支援者の方々を支えること、ひいては支援を必要とされる方々の「利益の実現」に繋がるのではないかと考えられます。

本設問に対する回答からも窺えるように、重要なことは、成年後見制度を利用すること自体ではなく、制度の利用によって、支援者の考える「本人の利益の実現」を下支えする環境づくりの基盤を作ることだと思われま

そこで、たとえば、本人を支える支援者・成年後見人等・家族に対して、成年後見支援センターとしてバックアップをしていく体制づくり、意思決定支援の助言・研修等の開催などによる継続的なフォローアップを進めていくことで、「本人の利益の実現」を阻害する諸要因を解消できるのではないかと考えられています。

※1 成年後見人等は原則として保証人や身元引受人になることはできませんが、必要に応じて、保証人や身元引受人等を担う人を調整するなどの役割は有していると考えられます。

設問7. あなたは相談者（利用者）の生活課題を見極めるために、どのような能力（アセスメントスキル）を高める必要があると感じますか（複数回答）

回答内容	回答数(件)
本人との信頼関係を構築する能力	198
現状の理解力や判断力が、この先1年後の生活にどのようなリスクや生活課題を伴う可能性があるかを見立てる能力（当面の課題解決だけでなく、中長期的な見通しや目標を立てる能力）	141
本人を取り巻く社会資源を生かす能力	137
本人の目指す暮らしへの意向を汲み取る能力	128
本人の生活に必要な理解力や判断力が保たれているかを見極める能力	128
本人の現状の理解力や判断力が、この先1ヶ月後の生活にどのようなリスクや生活課題を伴う可能性があるかを見立てる能力	99
家族との信頼関係を構築する能力	98
本人の収入額（年金など）や支出額（公共料金や食費など）、支出方法等を把握する能力	71
認知症や知的障がいなど、理解力や判断力に支援が必要な人の意思決定に関与している人を見極める能力	68
本人が受けている権利侵害や消費者被害の有無を確認できる能力	64
生活を安定させるために支出額を調整すること等を提案する能力	55
その他	3
合計	1,190

【コメント】

- ・複数ある必要な支援の中で、本人ならこう望むだろうと優先順位をつける力。（医療機関）
- ・対象者が死亡した際、親族が誰もおらず、ケースワーカーが手続きや届け出を行った。（北見市）
- ・身寄りがないなど将来困ってしまいそうな予測ができた時点で、予防的介入を検討。（居宅介護支援事業所）

本人等との信頼関係の構築や中長期的な手立ての検討

生活課題を見極めるために、「本人との信頼関係を構築する能力」が最も必要であるとの回答が多い結果となりました。また、次いで「1年後の生活にどのようなリスクや生活課題を伴う可能性があるかを見立てる能力」が必要であるとの回答結果となりました。

支援者として成年後見制度を理解し、対象者やその家族等に対して十分に説明できるようになることは、対象者の理解力や判断力が不十分であっても、またはそのような状態になっても、安心して生活するための支援策に広さや深さを得ることとなり、本人等との信頼関係を心得、中長期的な見通しや目標を本人と一緒に検討することにつながるのではないのでしょうか。

**設問 8. 成年後見制度の利用が進まない理由はどのようなことだと思いますか
(複数回答)**

回答内容	回答数(件)
手続き全般に大変そうだから	135
他人(家族を含む)に財産などを任せることについて本人が理解しないから	96
どういうときに利用して良いかわからないから	92
成年後見制度に使われる用語(例)申立、代理権、身上保護、法定後見などが難しく感じられるため敬遠するから	91
漠然とした不安はあるが、具体的な困りごとになっていないから	88
後見人がいなくても家族・親族がいるから	82
成年後見制度が必要と判断されるが、家族等周囲に利用意思がないから	82
利用申請や利用中の費用がどのくらいかかるか不明瞭だから	75
本人の利用意思が定まるまでに時間がかかる、または気持ちの揺らぎがあり利用決定に至らないから	74
利用申請(申立)のために必要な書類等の作成が難しく、準備できないから	68
成年後見制度に関わる専門職や機関の敷居が高く感じられるため敬遠するから	60
成年後見の利用申請(申立)費用を工面するのが困難だから	43
本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難だから	33
利用申請(申立)を行う人がいないから	32
家庭裁判所への利用申請(申立)に抵抗感があるから	31
信頼できる後見人を見当たらないから	21
その他	15
合計	1,118

【コメント】

- ・金銭管理以外の医療の治療に関する意思決定や施設入所時の家族が担う役割まではしてくれないから。(医療機関)
- ・利用が必要となってもすぐ使えない制度だから。(医療機関)
- ・入院期間が短いので介入しきれない。(医療機関)
- ・保証人や身内が居なくて困るケースが圧倒的に多い中、保証人や身内の代理等は後見制度であっても対応できないから。(北見市)
- ・成年後見制度を知らないから。(北見市)
- ・亡くなった後の支援や手術の同意が出来ない等の不都合がある。(居宅介護支援)
- ・手続きが煩雑で親族が申立の場合敬遠される。親族等も高齢のため、交通手段がないため。(居宅介護支援事業所)
- ・利用するメリット、デメリットがわかりにくい。後見人ができること、本人、家族が望むことが一致しない。(地域包括支援センター)
- ・判断が難しくなっている本人にできる手続きではないと思う。(地域包括支援センター)
- ・家族等の周囲や本人の求める支援と合致していないため申請に至らない。(地域包括支援センター)
- ・正しく利用しないと本人の権利を逆にうばってしまうことになるかもしれない。(地域包括支援センター)
- ・成年後見人による金銭の横領などのニュースによるイメージ低下から。(地域包括支援センター)

- ・支援者が利用を必要とするケースを発見しても、機関に繋いだり、申請の協力などの労力を惜しんで先送りにしてしまう。(居宅介護支援事業所)
- ・制度を理解している支援者が少ないから。(居宅介護支援事業所)
- ・申立(制度利用)が必要なケースかどうかの判断が難しいと感じる。支援専門職として制度利用させようと思えばできるであろうと思うケースは少なくないが、一度利用すると、容易に外せないものでもあり、慎重にならざるを得ないとも思う。(障がい者相談支援センター)
- ・自身の姉が障がいを持っていて、すでに両親が他界している。今は障がい者の妹がお金の管理をしている。その事を考えて答えました。(障がい者相談支援事業所)

手続き全般に大変そう・どういうときに利用して良いかわからない・用語が難しく感じられる

回答が多かった「手続き全般に大変そう」といった課題に対しては、成年後見制度が理解されることによって、解消される可能性があると感じます。また、これらが解消されることによって、2番目に回答数の多い「他人(家族を含む)に財産などを任せることについて本人が理解しない」についても、対象者等に対して今以上に具体的な説明等が可能となり、対象者の反応や結果が変化する可能性があると考えます。

設問9. 成年後見制度に関連した取り組みとして、今後強化が必要な内容はどのようなことと感じますか (複数回答)

回答内容	回答数(件)
施設入所や入院に関する支援(入所・入院時の付添い、入退院時の準備)	148
保証人、身元引受人に関する事	140
金銭管理の事務委任契約(日常生活自立支援事業を含む)	121
死後事務に関する支援	106
終活に関する支援(リビングウィル、エンディングノート等の作成、遺言に関する相談)	77
その他	10
合計	602

【コメント】

- ・医療同意権(重要なもの除く)については認めてもらいたい。(医療機関)
- ・お金の管理する人と、医療や死後について本人に代わり意思決定する人(複数のグループ、委員会など)の両方。(医療機関)
- ・成年後見人が対応出来る内容の統一。人によって対応に差が見られる。(医療機関)
- ・意思決定支援。(医療機関)
- ・施設や病院職員の制度に対する理解。(医療機関)

- ・手術時の同意。(居宅介護支援事業所)
- ・病院や施設側の後見人等の役割の理解。(地域包括支援センター)
- ・身寄りの薄い精神、知的障がい者の場合、入院時、入院中のサポートが支援者に求められるものが多く大変。(障がい者相談支援センター)

「入院や入所への支援」「保証人・身元引受人」と成年後見人等との関係

成年後見人等による医療行為の同意については、本人（被後見人等）の一身専属性がきわめて強い内容であり、同意の権限はないものと考えられています。その上で、医療行為の同意に関する考え方や対応は、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」などが示しており、今後、北見市においてもこのような考え方を参考に議論を進めていく必要があると考えています。また、保証人や身元引受人の考え方については、医療機関や福祉施設等において解釈や求める内容に違いがみられるようです。このことを受けて成年後見支援センターでは令和 2 年度に保証人や身元引受人に関する現状と課題等について、より良いあり方を検討する基礎資料を得るための調査を実施したいと考えています。

設問 10. 本人死亡に伴う対応に関する課題はどのようなことと感じますか (複数回答)

回答内容	回答数 (件)
身の回りの遺品の引取や処分	146
死後に請求された医療費や福祉サービスの利用料、公共料金、家賃等の支払い	134
親族（相続人等）への連絡・調整	122
葬儀の対応（葬儀費用の払戻し含む）	105
預貯金通帳等預かり品の返還先が指定されていない場合の対応	86
担当者（ケアマネジャー・ケースワーカーなど）との連絡調整、協力	39
その他	6
合 計	638

【コメント】

- ・本人がお墓を持っていても家族が墓地を引き継がなければ埋葬したり出来ない。それらの手続きが大変。(医療機関)
- ・親族がいるが引き取り拒否の場合遺骨をどうするか（北見市）
- ・担当した被後見人が死亡したケースがなく、答えられない。(障がい者相談支援センター)
- ・家、土地の処分（そのまま空き家となる）(地域包括支援センター)
- ・今まで経験ないが、身寄りのない方については、「葬儀の対応」「死後に請求された医療費や福祉サービスの利用料、公共料金、家賃等の支払い」「身の回りの遺品の引取や処分」「預貯金通帳等預かり品の返却先が指定されていない場合の対応」について課題になりそう。(居宅介護支援事業所)
- ・特に思いつきません（居宅介護支援事業所）

死後の対応を検討することは、支援の延長線上にある

設問7の回答結果では、「現状の理解力や判断力が、この先1年後の生活にどのようなリスクや生活課題を伴う可能性があるかを見立てる能力（当面の課題解決だけでなく、中長期的な見通しや目標を立てる能力）が必要と答えた回答者が非常に多い結果となりましたが、本人死亡に伴う対応への検討についても、同様に中長期的な支援の見通しに含まれるものであり、本人がどのように暮らしたいのか、またどのような最期を迎えたいと考えているのか等を含めて、意思決定支援に取り組むことが求められています。

なお、成年後見人による死後の対応（死後事務）については、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律、2016.10」が施行され、要件が明確にされたところです。（参考：法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00196.html#09）

また、成年後見人等については、現在、厚生労働省が設置する成年後見制度利用促進専門家会議（意思決定支援ワーキンググループ）が令和3年度末までに「後見人等による意思決定支援の在り方に関するガイドライン」を策定することを目標に議論を重ねています。

（参考：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07512.html）

設問 11. 今後、成年後見制度の利用促進・充実を図っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

回答内容	回答数（件）
成年後見制度についての周知・広報活動の推進	151
高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実	111
成年後見制度の利用が必要な市民の把握	89
成年後見制度に関するアセスメント力を補うためのチェックリストやフローチャート等の使用	81
成年後見制度に関係する職種や関係機関との連携体制（ネットワーク懇話会など）	76
専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）の確保・育成	73
親族後見人への支援体制の充実	69
市民後見人の確保・育成	65
成年後見制度に関するアセスメント力を高めるための研修会の開催	64
市民後見人への支援体制の充実	60
成年後見人による金銭の横領などの不正防止の徹底	49
市内社会福祉法人による法人後見受任体制の構築・拡充	41
その他	7
合計	936

【コメント】

- ・具体的に病院の患者さんが対象の場合、どのような手続きの流れや費用等必要なのか、など「病院」で利用可能そうなことは何かなど知る事。(医療機関)
- ・敷居を下げる事が出来れば。また、窓口を増やす等。(居宅介護支援事業所)
- ・「市内社会福祉法人による法人後見受任体制の構築・拡充」は、各居宅事業所で行える人がいたら、社会福祉法人に限らず、構築・拡充をしていくべきではないか。(居宅介護支援事業所)
- ・相談に来るのを待っているだけではずっと一緒だと思う。ある程度の認知症状が出たら必ず後見人を選任する等しないと利用は進まないと思う。(居宅介護支援事業所)
- ・認知症の初期の段階で対応、説明が必要。(居宅介護支援事業所)
- ・対応事例の共有。支援者が対応にあたる際に参考になる。自分たちの役割の再認識を学習。(障がい者相談支援センター)
- ・被後見人等の医療的な問題について専門的な助言が得られる相談機関。(障がい者相談支援センター)
- ・申立に関する手続きの負担感軽減。(地域包括支援センター)
- ・すでに後見人として動いている人も、その人の行動が正しいのか見直しが必要。(北見市)
- ・後見人が行う事ができる行為の拡大。(北見市)

制度の理解・魅力・可能性を伝えていく・拡げていくことが重要

「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」が最も多い回答数となりました。設問2における回答で約半数が「名前は知っているがどのような制度か十分にわからない」と回答していることから、制度の周知や理解醸成をはじめ、利用のしやすさや、メリットを感じられる運用に向けた取り組みが不十分であると考えます。

現在、国は令和4年3月までに成年後見利用促進基本計画に基づき、利用促進に向けた様々な検討と、併行して制度内容を改正しています。この流れを基本として、北見市、また北見市成年後見支援センターとしても、地域の皆様と一緒に制度利用促進に向けて取り組んでまいります。

III

資料編

資料

1)	基礎調査編	1	調査対象事業所について	22
		2	職員体制について (職員人数、職種、基礎資格等)	22
2)	アンケート調査票実施要領			23
3)	アンケート調査票(基礎調査編)			25
4)	〃		(個別調査編)	27

資 料（基礎調査 編）

【基礎調査編 1 調査対象事業所について】

調査対象先	事業所			個別		
	対象事業所数	回答事業所数	回収率 (%)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
行政	8	6	75.00	39	36	92.31
障がい者相談支援センター	4	2	50.00	11	6	54.55
障がい者相談支援事業所	9	6	66.67	16	7	43.75
医療機関	12	8	66.67	39	30	76.92
小規模多機能型居宅介護	12	5	41.67	13	5	38.46
居宅介護支援事業所	49	36	73.47	157	113	71.97
地域包括支援センター	7	7	100	51	46	90.20
合計	101	70	69.31	326	243	74.54

【基礎調査編 2 職員体制について（職員人数、職種、基礎資格等）】

（単位：人）

調査対象先	介護福祉士	社会福祉士	社会福祉士主事	看護師	なし	精神保健福祉士	保健師	准看護師	ホームヘルパー	歯科衛生士	学校教諭	管理栄養士	未記入	鍼灸師	総計
行政			20		16										36
障がい支援事業所等	3	4			1	2	1				2				13
医療機関	2	8		6	2	11	1								30
小規模多機能型居宅介護		5													5
居宅介護支援事業所	83	2	4	6	1		1	4	4	4		2	1	1	113
地域包括支援センター															
総計	112	27	24	20	20	13	8	5	4	4	2	2	1	1	243
割合 (%)	46.09	11.11	9.88	8.23	8.23	5.35	3.29	2.06	1.65	1.65	0.82	0.82	0.41	0.41	100.00
RANK	1	2	3	4	4	6	7	8	9	9	11	11	13	13	

資料（アンケート調査票 実施要領）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票 実施要領】

『支援者の成年後見制度に関する理解度と 相談援助過程における課題の明確化に向けたアンケート調査』実施要領

1. はじめに

2000年4月に「介護保険制度」がスタートし、利用者（本人）が事業者との「契約」のもと介護サービスを受けるようになり、同時に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、既に判断能力が十分ではないため、事業者との契約が難しい利用者などを支援する「成年後見制度」が民法改正により始まりました。「介護保険制度」と「成年後見制度」が理解力や判断力が十分ではない人の生活を支える車の両輪と言われる所以です。

厚生労働省研究班の調査では、65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上ることが明らかになっていますが、その数は2025年には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されており、今後ますます成年後見制度の利用需要は高まることが確実視されています。（出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要（厚生労働省））。

このように、認知症等を患う人の増加、また、単身高齢者や高齢夫婦世帯の増加も相まって、成年後見制度の必要性はより高まっておりますが、一方で、実際の成年後見制度の利用状況を見ると、利用者は増加傾向にはあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況のままであり、必要とする人に対して十分に制度が行き届いていないことが指摘されています。

こうした背景を踏まえて、さらには成年後見制度利用促進法、成年後見制度利用促進基本計画の趣旨に沿って、北見市成年後見支援センターでは、市内における成年後見制度の現状を知るため、関係する機関で相談援助に従事する職員を対象としたアンケート調査を行うことといたしました。主に成年後見制度に関わる専門職等の理解度や課題を把握すること、また、利用促進に向けて効果的な取り組みに資することを目指すものです。

2. 調査の目的

この調査は、北見市における成年後見制度に関係する機関職員の制度に関する理解度や課題等を把握し、成年後見制度利用促進に向けた取り組みへの基礎資料とすることを目的に実施します。

3. 調査対象（順不同）

北見市内で高齢・障がい領域における相談援助に従事する職員を対象に調査を実施します。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 北見市 | (各自治区担当者およびケースワーカー) |
| (2) 障がい者相談支援センター | (相談支援専門員) |
| (3) 障がい者相談支援事業所 | (相談支援専門員) |
| (4) 医療機関に従事する相談援助職 | (例) 医療相談室や地域連携室等で入院調整に従事する職員（ソーシャルワーカー・退院調整看護師など） |
| (5) 小規模多機能型居宅介護 | (介護支援専門員) |
| (6) 居宅介護支援事業所 | (主任介護支援専門員・介護支援専門員) |
| (7) 地域包括支援センター | (保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員) |

資料（アンケート調査票 実施要領）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票 実施要領】

4. 調査方法

自記式アンケートを郵送により配布・回収

※調査回収者の中から複数名ヒヤリング調査を予定

5. 調査実施期間

令和元年11月18日（月）～11月29日（金）

※記入済みの調査票は令和元年11月29日（金）までに返信用封筒にてご提出ください。

6. 調査企画・検討（北見市成年後見支援センター運営委員会）

【運営委員会構成団体】 釧路弁護士会・釧路司法書士会・公益社団法人北海道社会福祉士会
オホーツク地区支部・北見市障がい者相談支援センター・北海道行政書士会網走支部（北
海道成年後見支援センターオホーツク支部）・北見市民生委員児童委員協議会・北見市地
域包括支援センター連絡協議会・北見地域介護支援専門員連絡協議会・北見市（保健福祉
部介護福祉課・障がい福祉課・保護課）

7. 調査に関するアドバイザー

北星学園大学社会福祉学部 福祉計画学科 専任講師 林 健太郎

8. 調査実施者

北見市成年後見支援センター（社会福祉法人北見市社会福祉協議会）

9. その他

この調査は、「2019年度 北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成」の採択を受けて実施
します。

【 記入に当たってのお願い 】

- 1) 本調査は、「北見市社会福祉協議会・第3期地域福祉実践計画」に基づき、北見市にお
ける成年後見制度に関係する機関職員の制度に関する理解度や課題等を把握し、成年後
見制度利用促進に向けた取り組みへの基礎資料とすることを目的に実施します。お答え
いただいた内容は、事業計画等への参考とさせていただくほか、各種会議、講演会、学
会等で活用させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- 2) 調査結果はすべて統計的に処理しますので、回答いただいた方が特定されることはあり
ません。
- 3) 本調査は、「医療・福祉」等の機関で「相談援助職として従事する職員」を対象とし、
「事業所ごと」「職員それぞれ（一人ひとり）」に実施します。
- 4) 回答は、令和元年11月1日現在の状況でご記入ください。
- 5) 調査票は「基礎調査（黄色・各事業所1部）」「個別調査（緑色・職員個々）」に分かれ
ています。
- 6) 調査票への回答は、あてはまる項目を選んで、その番号を丸印で囲んでください。また
枠内は自由記載とします。
- 7) 記入済みの調査票は令和元年11月29日（金）までに返信用封筒にてご提出ください。
- 8) 調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。
社会福祉法人北見市社会福祉協議会 北見市成年後見支援センター（担当：笹森・君野）
電話／0157-61-8182 FAX／0157-57-3611

資 料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票 基礎調査 編】

2019 年度 北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成事業
『相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化
に向けたアンケート調査』調査票（基礎調査票）

【基礎調査】

※事業所代表者がお答えください（事業所に1枚）

1. 貴事業所について

事業所の名称		
記入者 (役職・氏名)		電話番号

※上記は統計処理するため、個人が特定されることはありません。

2. 職員体制について

令和元年11月1日現在の貴事業所・部署で、相談援助職として配置されている職員の人数等をご回答ください。

職員実人数 (人) <small>※勤務時間の考慮は不要です。配置されている人数をお答えください。</small>		職 種	基礎資格
(例) 3	1	主任介護支援専門員	社会福祉士
	2	介護支援専門員	介護福祉士
	3	介護支援専門員	看護師

以下にご回答ください。

	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

（基礎調査票）1ページ

資料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 基礎調査 編】

3. 配置職員の充足状況について

貴事業所（部署等）において、相談者（利用者）のニーズ（潜在的なニーズを含む）に対応するための職員体制は充足していますか。（該当する番号一つに○）

- 1) 職員体制はニーズに対して十分である
- 2) 職員体制はニーズに対して不十分である（体制が不足している）
- 3) わからない・その他

（内容を記載）

上記で「2）職員体制はニーズに対して不十分である」を選択した方にお聞きします

職員体制の不足により生じている課題についてお聞かせください（該当する番号すべてに○）

- 1) 面接や利用契約手続き等の対応に時間がかかり、利用待機者が生じている
- 2) 相談者（利用者）の状況（単身世帯である、処遇困難な課題を抱えている、複合的な課題を抱えているなど）によって、優先順位をつけて対応せざるを得ない
- 3) 訪問回数を制限せざるを得ない
- 4) 相談者（利用者）の意思に沿ったきめ細やかなニーズ聴取や支援調整ができない
- 5) モニタリングにかかる時間や頻度を制限せざるを得ない
- 6) 職員間の連携や情報共有が十分に実施できない
- 7) 事業の積極的な広報や潜在的な利用者の掘り起こしができない
- 8) 職員教育や日々のスーパービジョンに必要な時間を設けることができない
- 9) その他

（内容を記載）

資料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 個別調査 編】

2019年度 北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成事業
『相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化
に向けたアンケート調査』調査票（個別調査票）

【個別調査】

※職員一人ひとりがお答えください

設問1. あなたの現在の職種等についてお聞かせください

職 種	基礎資格 (ない場合は「なし」と 記入)	キャリア (この職種の経験年数)
(例) 介護支援専門員	介護福祉士	5年6ヶ月

以下にご回答ください

--	--	--

※上記は統計処理するため、個人が特定されることはありません。

※兼務の場合は、相談援助職としての主な経歴を主としてご回答ください。

設問2. 成年後見制度の理解度について

あなたは成年後見制度をどの程度理解している（説明できる）と感じますか
（該当する番号1つに○）

- F**
- 1) 制度内容について理解している（人に説明できる）
 - 2) 名前を知っており、制度内容についてもある程度理解している（ある程度説明できる）
 - 3) 名前は知っているが、どのような制度か十分にわからない（十分に説明できない）
 - 4) 名前だけ知っている
 - 5) 名前も知らない

問1で「1. 制度内容について理解している」「2. 名前を知っており、制度内容についてもある程度理解している」と答えた方におたずねします（その他の方は設問3へお進みください）

あなたは、これまでにどのような方法で成年後見制度の理解を深めましたか（該当する番号すべてに○）

- 1) 制度を良く知る他組織の専門職（弁護士や司法書士、社会福祉士など）から教えてもらった
- 2) 成年後見支援センターや地域包括支援センターなどの機関職員から教えてもらった
- 3) 制度を良く知る上司や同僚から教えてもらった
- 4) 研修会に参加して学習した
- 5) 資格取得の過程で学習した（社会福祉士・精神保健福祉士取得など）
- 6) 専門書等を参考に独学した
- 7) その他

(内容を記載)

個別調査票 1ページ

資 料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 個別調査 編】

設問 3. 「成年後見制度」に関する主な内容について、あなたの理解度（どの程度説明できるか）をお聞
かせください

（それぞれの項目ごと、番号枠ひとつに○）

項 目	設 問	1	2	3	4
		説 明 で 可 る 十 分 に	説 明 を 可 る 概 要	説 明 が 可 る 自 信 が な い	説 明 が 可 る で 全 く な い
1	成年後見制度を利用するための申請（申立）窓口				
2	成年後見制度の利用申請（申立）に必要な書類				
3	成年後見制度の利用申請（申立）に必要な費用				
4	成年後見制度の利用申請（申立）は誰ができるか				
5	利用申請（申立）を行う人がいない場合は誰が行えるか				
6	成年後見制度を利用できるようになるまでにどのくらい時間がかかるか				
7	成年後見人に支払う費用（報酬）はどのくらいか				
8	成年後見制度における「後見」「保佐」「補助」の違いは何か				
9	どのような状態（理解力や判断力など）の人が成年後見制度を利用できるか				
10	どのような人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）に選ばれるか				
11	成年後見人（後見人・保佐人・補助人）はどのような困りごとを支援してくれるか				
12	成年後見制度を相談できる窓口（場所）はどこか				
13	任意後見制度とはどのような人が利用できる制度か				
14	任意後見制度を利用するための申請窓口はどこか				
15	任意後見制度を利用するために必要な費用はどのくらいか				
16	後見人の役割として、医療機関への入院契約や入院計画への同意・署名・捺印を、本人に代わって行えること				
17	後見人の役割として、高齢者施設等への入所契約やケアプラン等サービス計画書への同意・署名・捺印を、本人に代わって行えること				
18	後見人の役割として、金融機関での預金通帳の再作成、預金の払い出し等の手続きを、本人に代わって行えること				
19	後見人の役割として、年金を受けることや社会保険料、税金を支払うことなど生活に必要な手続きを本人に代わって行えること				

資料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 個別調査 編】

設問4. 認知症や知的障がいなど、理解力や判断力が十分ではない人の相談・支援を進める上で、支援者（担当者）として困難さを感じる内容はどのようなことですか。（該当する番号すべてに○）

- 1) 日常的な金銭管理のこと
- 2) 水道や電気などライフラインに関する手続きのこと
- 3) 介護保険や障がいサービス利用手続きのこと
- 4) 施設入所に関する手続きのこと
- 5) 医療機関への入院に関する手続きのこと
- 6) 手術の同意に関すること
- 7) 保証人や身元引受人に関すること
- 8) 借金の返済に関すること
- 9) 不動産の処分に関すること
- 10) 死後の対応
- 11) その他
- 12) 特になし

（その他：内容を記載）

設問4で「1」日常的な金銭管理のことを選択した方におたずねします（その他を選択した方は設問5へお進みください）

日常的な金銭管理のうち、どのような内容に困難さを感じますか（該当する番号すべてに○）

- 1) 通帳、印鑑、現金等を紛失する
- 2) 金融機関に行けない
- 3) 病院や施設等への支払いが滞る
- 4) 家族等が管理しているため本人（対象者）が自由に使えない
- 5) 預金の引き出しなどの手続き方法がわからなくなる
- 6) 残高不足で口座から引き落としがされない
- 7) 訪問販売等を強要される
- 8) その他

（その他：内容を記載）

設問5 あなたは、成年後見制度に関する内容で分からないことや不安を感じたとき、だれに相談しますか（該当する番号すべてに○）

- 1) 職場の同僚
- 2) 職場の上司（スーパーバイザー）
- 3) 地域包括支援センター
- 4) 成年後見支援センター
- 5) 北見市担当職員
- 6) 家庭裁判所
- 7) 専門職団体等（弁護士・司法書士・社会福祉士など）
- 8) その他

（その他：内容を記載）

- 9) 相談できる人（機関）はない

個別調査票 3ページ

資料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 個別調査 編】

設問 6. 支援者として、これまでの経験の中で、以下の記述に該当する内容はありますか
(該当する番号すべてに○)

- 1) 家族がいないと入院や施設入所できないと言われ困った
- 2) 保証人・身元引受人がいないと入院や施設入所ができないと言われ困った
- 3) 認知症や知的障がいのある本人を支える家族（配偶者等）も、同様に認知症や知的障がいである
- 4) 認知症や知的障がい等の本人を全面的に支えてきた家族等が急にいなくなってしまうと、たちまち本人の生活は難しくなる
- 5) 本人の意思を尊重したいが、家族等の意見が強いためどうしても家族等の意向に傾倒した支援（ケアプラン作成を含む）となってしまう
- 6) 認知症（ランク2b以上）で独居、かつ子ども・親族がいない（または疎遠である）相談者（利用者）を担当しているため、急遽な入院や死去の際のことを考えると不安（またはあった）
- 7) 本人（利用者）が入院した際に、協力してくれる家族がいないので、衣類や日用品を用意したり洗濯を行っている（または行ったことがある）
- 8) 認知症等の理由により、本人だけでは自分の意思をうまく伝えられないので、日常生活に必要な判断を本人に代わって行っている（または行ったことがある）
- 9) 契約や財産管理を本人に代わって行っている（または行ったことがある）
- 10) 医療機関やサービス事業所等から本人や家族に代わって署名や捺印を求められるので記入している（または記入したことがある）
- 11) 銀行ATMの操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、一緒に窓口等へ行って手続きの支援をしている（またはしたことがある）
- 12) 認知症等により本人の理解力は乏しいが、日常生活の進め方を検討するうえで、相談できる親族等がいない（または疎遠であり相談する関係にない）
- 13) 特にない
- 14) その他

支援者として、これまでの過程でどのような場面で困りごとを抱いたかについて、ぜひ関連するエピソードを教えてください。

設問 7. あなたは相談者（利用者）の生活課題を見極めるために、どのような能力（アセスメントスキル）を高める必要があると感じますか。（該当する番号すべてに○）

- 1) 本人の目指す暮らしへの意向を汲み取る能力
 - 2) 本人の生活に必要な理解力や判断力が保たれているかを見極める能力
 - 3) 本人の現状の理解力や判断力が、この先1ヶ月後の生活にどのようなリスクや生活課題を伴う可能性があるかを見立てる能力
 - 4) 現状の理解力や判断力が、この先1年後の生活にどのようなリスクや生活課題を伴う可能性があるかを見立てる能力（当面の課題解決だけでなく、中長期的な見通しや目標を立てる能力）
- (5 ページに続きます)

資料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 個別調査 編】

- 5) 本人が受けている権利侵害や消費者被害の有無を確認できる能力
- 6) 本人の収入額（年金など）や支出額（公共料金や食費など）、支出方法等を把握する能力
- 7) 生活を安定させるために支出額を調整すること等を提案する能力
- 8) 認知症や知的障がいなど、理解力や判断力に支援が必要な人の意思決定に関与している人を見極める能力
- 9) 本人を取り巻く社会資源を生かす能力
- 10) 本人との信頼関係を構築する能力
- 11) 家族との信頼関係を構築する能力
- 12) その他

(その他：内容を記載)

設問8. 成年後見制度を必要としている人が増えているとされていますが、一方で、制度が十分に利用されていないことが大きな課題となっています。あなたは、成年後見制度の利用が進まない理由はどのようなことだと思いますか（該当する番号すべてに○）

- 1) 後見人がいなくても家族・親族がいるから
- 2) どういうときに利用して良いかわからないから
- 3) 他人（家族を含む）に財産などを任せることについて本人が理解しないから
- 4) 成年後見制度が必要と判断されるが、家族等周囲に利用意思がないから（親族や知人が反対するなど）
- 5) 漠然とした不安はあるが、具体的な困りごとになっていないから
- 6) 利用申請（申立）を行う人がいないから
- 7) 本人の利用意思が定まるまでに時間がかかる、または気持ちの揺らぎがあり利用決定に至らないから
- 8) 利用申請（申立）のために必要な書類等の作成が難しく、準備できないから
- 9) 成年後見制度に使われる用語（（例）申立、代理権、身上保護、法定後見など）が難しく感じられるため敬遠するから
- 10) 成年後見制度に関わる専門職や機関の敷居が高く感じられるため敬遠するから
- 11) 成年後見の利用申請（申立）費用を工面するのが困難だから
- 12) 利用申請や利用中の費用がどのくらいかかるか不明瞭だから
- 13) 本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難だから
- 14) 家庭裁判所への利用申請（申立）に抵抗感があるから
- 15) 手続き全般に大変そうだから
- 16) 信頼できる後見人が見当たらないから
- 17) その他

(その他：内容を記載)

資料（アンケート調査票）

【相談援助職の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化 アンケート調査票アンケート調査票 個別調査 編】

設問 9. 成年後見制度に関連した取り組みとして、今後強化が必要な内容はどのようなことと感じますか
(該当する番号すべてに○)

- 1) 金銭管理の事務委任契約（日常生活自立支援事業を含む）
- 2) 死後事務に関する支援
- 3) 終活に関する支援（リビングウィル、エンディングノート等の作成、遺言に関する相談）
- 4) 施設入所や入院に関しての支援（入所・入院時の付添い、入退院時の準備）
- 5) 保証人、身元引受人に関すること
- 6) その他

(その他：内容を記載)

設問 10. 本人死亡に伴う対応に関する課題はどのようなことと感じますか（該当する番号すべてに○）

- 1) 親族（相続人等）への連絡・調整
- 2) 葬儀の対応（葬儀費用の払戻し含む）
- 3) 死後に請求された医療費や福祉サービスの利用料、公共料金、家賃等の支払い
- 4) 身の回りの遺品の引取や処分
- 5) 預貯金通帳等預かり品の返還先が指定されていない場合の対応
- 6) 担当者（ケアマネジャー・ケースワーカーなど）との連絡調整、協力
- 7) その他

(その他：内容を記載)

設問 11. 今後、成年後見制度の利用促進・充実を図っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか（該当する番号すべてに○）

- 1) 成年後見制度についての周知・広報活動の推進
- 2) 高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実
- 3) 成年後見制度の利用が必要な市民の把握
- 4) 成年後見制度に関するアセスメント力を補うためのチェックリストやフローチャート等の使用
- 5) 成年後見制度に関するアセスメント力を高めるための研修会の開催
- 6) 成年後見制度に関係する職種や関係機関との連携体制（ネットワーク懇話会など）
- 7) 成年後見人による金銭の横領などの不正防止の徹底
- 8) 専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）の確保・育成
- 9) 親族後見人への支援体制の充実
- 10) 市民後見人の確保・育成
- 11) 市民後見人への支援体制の充実
- 12) 市内社会福祉法人による法人後見受任体制の構築・拡充
- 13) その他

(その他：内容を記載)

アンケート調査は以上で終了です。ご協力くださりありがとうございました。
結果は報告書としてまとめたのち送付させていただきます。

2019年度「北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成」

令和 元年度
『支援者の成年後見制度に関する理解度と
相談援助過程における課題の明確化に
向けたアンケート調査』報告書

令和2年3月発行

北見市成年後見支援センター

【社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 生活支援課 権利擁護係】

〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内

電話 (0157) 61-8182 FAX (0157) 57-3611